

山梨県公報

第二千七十一号

平成二十二年

九月二日

木曜日

目次

| | |
|-----------------|----|
| 保安林の指定の解除の予定 | 五一 |
| 建築基準法に基づく道路位置指定 | 五一 |
| 収納代理金融機関の指定の廃止 | 五一 |

公 告

| | |
|-----------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) | 五一 |
| 落札者の決定について | 五二 |
| 砂利採取業務主任者試験の実施 | 五二 |
| 平成二十二年度後期技能検定の実施 | 五三 |
| 公聴会の実施(六件) | 五五 |
| 開発行為に関する工事の完了について | 五七 |
| 公安委員会 | |
| 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正 | 五七 |
| その他 | |
| 一般競争入札について | 五三二 |

告 示

山梨県告示第二百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

(一) 解除に係る保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町黒沢字高畑三〇〇一の五六、三〇〇一の五七、三〇〇一の五

八

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 解除に係る保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町黒沢字高畑三〇九八の二、三〇九九の四、字新地三二七五の

二、三二七六の三、字前山三四二一の二、三四二一の三、三四二一の二、三四二三

の四、三四二四、三四三五の五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第二百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置

中巨摩郡昭和町西条字清水二二三一番四、二三三一番七、二三三九番二、字村前一

二七一番九及び二二七一番三

二 道路の幅員

五・八九メートル

三 道路の延長

二七・四〇メートル

山梨県告示第二百七十七号

収納代理金融機関の指定(平成十三年山梨県告示第三百三三号)は、廃止する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年八月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨いのちの電話

2 代表者の氏名 大澤英二

3 主たる事務所の所在地 〒四〇〇 八七九九 郵便事業株甲府支店 私書箱九十九

三

4 定款に記載された目的

この特定非営利活動法人 山梨いのちの電話（以下「法人」という。）は、精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々と、訓練を受けた相談員が、主に電話という手段で対話し、社会人として共に生活できるよう必要な心理的援助をし、自殺予防と心理的介護に寄与し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年八月十八日から同年十月十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年八月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 あさひ

2 代表者の氏名 島武代

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町村山北割八十六番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障がい者に、日常生活上の支援として共同生活介護・共同生活援助事業を行い、障がい者が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現

を目指して、障がい者福祉の向上と障がい者の自立に寄与することに努力し、地域と社会の福祉の増進を図り、障がい者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年八月十八日から同年十月十七日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等及び役務の名称並びに数量

山梨県防災新館整備等事業

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十二年七月六日

四 落札者の氏名及び住所

清水建設グループ 代表企業 清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目二番三号

五 落札金額

百二十九億五千四百四十六万五千四百二十三円

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価方式に係る一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年十月二十三日

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十二年十一月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受検手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成二十二年十月二十二日（金）から同年十一月五日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。

●平成二十二年後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業に限る。）、金属ばね製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、シーケンス制御作業に限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、光学機器組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、光学機器組立法に限る。）、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業に限る。）、和裁、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、積層防食法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、エポキシ樹脂積層防食作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、石材加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、石材加工作業に限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築配管作業に限る。）、型枠

施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業に限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装作業に限る。）

3 三級

機械検査、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御作業に限る。）、プリント配線板製造、時計修理、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、建築大工、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業に限る。）、電気製図及び貴金属装身具製作

4 単一等級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

（一）実施期日

平成二十二年十一月二十九日（月）から平成二十三年二月二十日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つた。

（二）実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

（三）問題の公表

平成二十二年十一月十九日（金）に山梨地域職業訓練センター（甲府市大津町二千三百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

（一）実施期日

| | 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|---|--|-----------------|
| 1 | 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工 | 平成二十三年一月二十三日（日） |
| 2 | 三級 機械検査、電気機器組立て及び配管 | 平成二十三年一月三十日（日） |
| 1 | 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 | |
| 2 | 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 | |
| 3 | 三級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作 | |
| 4 | 単一等級 バルコニー施工 | |
| 1 | 一級及び二級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント | 平成二十三年二月六日（日） |

| |
|--|
| 配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、和裁、 建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、 電気製図及び塗装 2 三級 プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、 テクニカルイラストレーション及び電気製図 3 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工 |
|--|

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) (一) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 全職種 (2) に該当する者を除く。
 一万六千五百円

(2) 三級 (山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例 (平成十二年山梨県条例第十九号) 別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

一万千円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料 (四の2の(一)に定められた額) 及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成二十二年九月二十七日 (月) から同年十月八日 (金) まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会 (電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒 (角型二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの) を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること (受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十三年三月十五日 (火) に受検番号を県庁東側の掲示板及び山梨地域職業訓練センターのロビーに掲示するとともに、山梨県職業能力開発協会のホームページ内に掲載する。なお合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 公聴会の実施

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
 平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 聴こつとする案件 甲府都市計画、峡東都市計画、葦崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (甲府盆地七都市計画区域マスタープラン)

二 開催日時及び場所

1 平成二十二年十月四日 (月) 午後二時 甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館三階大会議室

2 平成二十二年十月七日 (木) 午後二時 山梨市万力千八百三十番地 山梨市民会館大会議室

3 平成二十二年十月六日(水)午後二時 韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎一〇一会議室

4 平成二十二年十月十二日(火)午後二時 南アルプス市小笠原三百七十六番地南アルプス市役所本庁舎三階大会議室

5 平成二十二年十月十五日(金)午後二時 笛吹市石和町広瀬六百二十六番地一 笛吹市スコリーセンター図書館視聴覚ホール

6 平成二十二年九月二十九日(水)午後二時 西八代郡市川三郷町市川大門千七百八十五番地 市川大門町民会館視聴覚室

7 平成二十二年十月一日(金)午後二時 南巨摩郡富士川町青柳町三百三十八番地 八 富士川町民会館三階大ホール

三 意見書の提出先 県土整備部中北建設事務所、峡東建設事務所及び峡南建設事務所
四 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

五 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日(木)午後五時十五分
六 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所、峡東建設事務所及び峡南建設事務所並びに甲府市都市計画課、山梨市都市計画課、韮崎市建設課、南アルプス市都市計画課、甲斐市都市計画課、笛吹市まちづくり整備課、甲州市都市整備課、中央市都市計画課、市川三郷町建設課、富士川町建設課及び昭和町都市整備課において縦覧に供する。

七 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明
一 開催期日 平成二十二年十月十三日(水)午後二時
二 開催場所 南巨摩郡身延町波木井四百七番地 身延町総合文化会館二階会議室
三 聴こごととする案件 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(身延都市計画区域マスタープラン)

四 意見書の提出先 県土整備部峡南建設事務所
五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
六 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日(木)午後五時十五分
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡南建設事務所並びに身延町建設課において縦覧に供する。

● 公聴会の実施
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十二年九月二日

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明
一 開催期日 平成二十二年十月五日(火)午後二時
二 開催場所 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市文化ホール会議室
三 聴こごととする案件 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(上野原都市計画区域マスタープラン)

四 意見書の提出先 県土整備部富士・東部建設事務所
五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
六 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日(木)午後五時十五分
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに上野原市建設課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十二年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明
一 開催期日 平成二十二年九月三十日(木)午後二時
二 開催場所 大月市御太刀二丁目十一番二十二号 大月市民会館視聴覚室
三 聴こごととする案件 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大月都市計画区域マスタープラン)

四 意見書の提出先 県土整備部富士・東部建設事務所
五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
六 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日(木)午後五時十五分
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに大月市地域整備課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年九月二日

- 一 開催期日 平成二十二年十月十四日（木）午後二時
- 二 開催場所 都留市中央三丁目八番一号 都留市文化会館大ホール
- 三 聴こうとする案件 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都留都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 県土整備部富士・東部建設事務所
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに都留市基盤整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年九月二日

- 一 開催期日 平成二十二年十月八日（金）午後二時
- 二 開催場所 富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士吉田合同庁舎大会議室
- 三 聴こうとする案件 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（富士北麓都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 県土整備部富士・東部建設事務所
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十二年九月十六日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、富士・東部建設事務所及び富士・東部建設事務所吉田支所並びに富士吉田市都市政策課、西桂町建設水道課、忍野村企画課、山中湖村企画課及び富士河口湖町都市整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年九月二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町紙漕阿原字押越前一五の一の一部、一五の三及び三〇の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町河東中島二千八十一番地 山下 譲二

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十二年九月二日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井洋

別表第一中

| | | | |
|-----|--|---------------|----------------------|
| 七七 | 甲府市武田四丁目四番三七号先 （県道八幡積翠寺甲府線） | 梨大正門前 | 四八・一〇・二九 |
| 七七 | 甲府市武田四丁目四番三七号先 （県道甲府山梨線） | 山梨大学前 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
| 一九四 | 甲府市上町一、〇〇二番地の一 先（県道小瀬スポーツ公園線と 市道小瀬一号線との丁字路交差 | 小瀬スポーツ 公園前 | 六〇・六・二四 告示 第二五号 |

| | | | | |
|-------|------------------------|---|----|--------------------------------|
| 七五〇 | 国道一 四一号 | 北杜市高根町清里三、五四五番 地先（清里交差点） | 三 | 北杜 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 一、四四二 | 県道 小倉、 百観音 線 | 北巨摩郡須玉町藤田一、四八三 番地の一（藤田大蔵部落入口十 字路） | 一 | 葦崎 四九・七・四 二九号 |
| 一、四四二 | 削除 | | 北杜 | 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 二、一六八 | 県道 長沢小 淵沢線 | 北巨摩郡大泉村谷戸二、〇〇六 番地（下新井交差点） | 四 | 長坂 五三・七・二〇 三三号 |
| 二、一六八 | 市道 | 北杜市大泉町谷戸二、〇〇六番 地先（下新井交差点） | 五 | 北杜 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 二、一八三 | 県道 八幡積 翠寺甲 府線 | 甲府市北口二丁目一番甲府駅北 口 | 二 | 甲府 五五・七・一 三〇号 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|--|---|--|
| 二、一八三 | 削除 | | | 甲府 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 二、八七二 | 町道 | 南巨摩郡増穂町青柳町一、二二六 番地の一先（大久保昇方所有畑 東側） | 一 | 鯉沢 五七・二二・一 六 五四号 |
| 二、八七二 | 町道 | 南巨摩郡富士川町青柳町一、一 二六番地一先（十字路交差点） | 二 | 鯉沢 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 四、二九〇 | 市道 | 甲府市住吉一丁目二番一、一 号（古守病院南東角交差点） | 二 | 南甲 府 六 告示 第三号 |
| 四、二九〇 | 市道 | 甲府市幸町二番一、一、一、一 号先（古 守医院南東角十字路交差点） | 二 | 南甲 府 二 平成二十二年九月 二日 告示第九〇号 |
| 四、三三八 | 県道 八代芦 川三珠 線 | 西八代郡三珠町上野二、九〇四 番地の一先 （齊木登方前交差点） | 一 | 市川 平一〇・四・三 〇 告示 第二号 |

| | | | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---|----|----------------------|
| 四、三三八 | 県道笛吹市川三郷線 | 西八代郡市川三郷町上野二、九〇四番地一先（十字路交差点） | 二 | 鯉沢 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-------|-----------|------------------------------|---|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|---|----|---------------------|
| 五、〇二三 | 町道青柳横通り線 | 南巨摩郡増穂町青柳町一、一三四番地一先（小僧寿し増穂店南西側十字路交差点） | 一 | 鯉沢 | 平成一六年三月四日 告示第一四号 |
|-------|----------|---------------------------------------|---|----|---------------------|

| | | | | | |
|-------|----|--|--|----|----------------------|
| 五、〇二三 | 削除 | | | 鯉沢 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-------|----|--|--|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|----|-------------------------|---|----|----------------------|
| 五、三四六 | 市道 | 大月市富浜町宮谷五六三番地一先（丁字路交差点） | 一 | 大月 | 平成二十二年七月五日 告示第六六号 |
|-------|----|-------------------------|---|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|----|-------------------------|---|----|----------------------|
| 五、三四六 | 市道 | 大月市富浜町宮谷五六三番地一先（丁字路交差点） | 一 | 大月 | 平成二十二年七月五日 告示第六六号 |
|-------|----|-------------------------|---|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|----|-------------------------------|---|----|----------------------|
| 五、三四七 | 市道 | 甲府市北口二丁目一七〇番一号先（甲府駅北口ロータリー入口） | 一 | 甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-------|----|-------------------------------|---|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|----|------------------------------|---|----|----------------------|
| 五、三四八 | 市道 | 甲府市丸の内二丁目二番五号先（甲府駅北口ロータリー出口） | 一 | 甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-------|----|------------------------------|---|----|----------------------|

| | | | | | |
|-------|-----------|------------------------------------|---|-----|----------------------|
| 五、三四九 | 市道 | 甲府市丸の内二丁目二番二一先（甲府駅北口ロータリー南側丁字路交差点） | 一 | 甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
| 五、三五〇 | 県道甲府精進湖線 | 甲府市下小河原町三〇三番地先（雇用促進住宅西交差点） | 二 | 南甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
| 五、三五一 | 県道甲府市川三郷線 | 中巨摩郡昭和町河東中島七一五番地先（築地新居交差点） | 四 | 南甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |

に改める。
別表第十四中

| | | | | | | | |
|-----|----|--------------------------------------|-----|----|----|----|----------------------|
| 一、一 | 市道 | 甲府市北口二丁目一番先（甲府駅北口駅前広場内一方通行路入口から出口まで） | 一〇〇 | 車両 | 三〇 | 甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-----|----|--------------------------------------|-----|----|----|----|----------------------|

| | | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|----|----------------------|
| 一、一 | 削除 | | | | | 甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|-----|----|--|--|--|--|----|----------------------|

| | | | | | | | |
|-----|----|---|-----|----------------|----|-----|----------------------|
| 一、六 | 町道 | 中巨摩郡昭和町飯喰一、一三九番地一先（飯喰南交差点）から中巨摩郡昭和町常永土地画整理地内一 | 九二〇 | 車両（原付・けん引を除く。） | 四〇 | 南甲府 | 平成二十二年四月八日 告示第三七号 |
|-----|----|---|-----|----------------|----|-----|----------------------|

| | | | | | | | |
|-------|----|---|-----|----|----|----|---------------------------------|
| 一、三五九 | 市道 | 甲斐市竜王新町 四六四番地七先 から甲斐市竜王 新町四六四番地 一七先まで（竜 王駅南口広場） | 一六〇 | 車両 | 終日 | 葦崎 | 平成二二 年五月六 日 |
| 一、三六〇 | 市道 | 甲府市北口一丁 目四番一三号先 （甲府駅北口交 差点）から甲府 市丸の内一丁目 一二番一二号先 （甲府駅北口口 ータリー南側） までの両側 | 九〇 | 車両 | 終日 | 甲府 | 平成二二 年九月二 日 告示第九 〇号 |

に改める。
別表第十九中

| | | | | |
|----|----------------|---|--------|---------------|
| 五九 | 国道 五二号 線 | 南巨摩郡増穂町青柳二〇九番地先 （青柳派出所前交差点）から南巨 摩郡鯉沢町地内、戸川橋南詰まで の西側歩道 （一、四〇〇メートル） | 鯉 沢 | 五七・二・一五 七号 |
| 六〇 | 国道 五二号 線 | 南巨摩郡増穂町青柳二〇九番地先 （青柳派出所前交差点）から南巨 摩郡鯉沢町地内、戸川橋南詰まで の東側歩道 （一、四〇〇メートル） | 鯉 沢 | 五七・二・一五 七号 |

を

| | | | | |
|----|-----------|--|--------|---------------------|
| 五九 | 国道五 二号 | 南巨摩郡富士川町青柳町一、三三三 三番地一先（追分交差点西側歩道 ）から南巨摩郡富士川町鯉沢一、 | 鯉 沢 | 平成二二年九月二日 告示第九〇号 |
|----|-----------|--|--------|---------------------|

| | | | | |
|----|-----------|--|--------|---------------------|
| 六〇 | 国道五 二号 | 南巨摩郡富士川町青柳町一、三三三 三番地一先（追分交差点東側歩道 ）から南巨摩郡富士川町鯉沢一、 八三二番地先（富士橋西交差点東 側歩道）まで（二、三九〇メー トル） | 鯉 沢 | 平成二二年九月二日 告示第九〇号 |
|----|-----------|--|--------|---------------------|

に改める。
別表第二十三中

| | | | | | | | | |
|----|-----------|---|--|--|--|----|----------------------------|---|
| 二三 | 国道二 〇号 | 甲斐市竜王一 、四四七番地 の二先（竜王 立休東側）か ら甲州市勝沼 町勝沼二、二 六二番地先（ 柏尾交差点） までの上下線 二二、五〇〇 メートルの区 間 | 上下 線各 間のう ち、道 路標識 及び道 路標示 で示し た区間 の車線 の交 差 点 は三 又は 四） | 同 上 区 間 の 道 路 標 識 等 に よ り 進 行 方 向 別 区 分 に よ る。 | 竜王 駅入口 交差点 （上下 線各三 〇メー トル） 富竹 | 車両 | 南 甲 府 笛 吹 部 | 平 成 一 九 年 七 月 二 日 告 示 第 六 〇 号 |
|----|-----------|---|--|--|--|----|----------------------------|---|

新田第一交差点(上下線各三メートル) 甲府昭和高等学校入口交差点(上下線各三メートル) 国母交差点(上下線各五メートル) 市場南入口交差点(上下線各五メートル) 中小河原交差点(上下線各五メートル) 上町

交差点(上下線各三メートル) 小瀬スポーツ公園入口交差点(上下線各三メートル) 及び下り線三メートル) 増坪交差点(上下線各五メートル) 蓬沢交差点(上下線各三メートル) 西高橋交差点(上下線各三メートル) 上阿

原交差
点(上
り線三
五メー
トル)
原交差
上阿
点(下
り線五
〇メー
トル)
二交差
向町
点(上
下線各
五〇メ
ートル
向町
交差点
(上下
線各三
五メー
トル)
広瀬
交差点
(上り
線四〇
メー
トル及
び下り
線三〇
メー
トル)
市場西
交差点

(上り
線三五
メー
トル及
び下り
線五〇
メー
トル)
市場交
差点(上
下線各
三〇メ
ートル)
石和
橋西交
差点(上
下線各
三〇メ
ートル)
②①
上阿
原交差
点東側
から上
り線五
〇メー
トルの
区間
②③
甲府
昭和高
校入口
交差点
西側か
ら下り
線三〇

入口交 差点(上り線 五〇メ ー トル 及び下 り線三 五メー トル) 増坪 交差点 (上下 線各五 〇メー トル) 蓬沢 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 西高 橋交差 点(上 下線各 三五メ ー トル) 上阿 原交差 点(上 り線三 五メー トル) 上阿 原交差 点(下 り線三 五メー トル)

り線五 〇メー トル) 向町 二交差 点(上 下線各 五〇メ ー トル) 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 広瀬 交差点 (上り 線四〇 ー トル) 下り線 及びび 下り線 五〇メ ー トル) 四日 市場西 交差点 (上り 線三五 ー トル) 向町 二交差 点(上 下線各 五〇メ ー トル) 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル)

四日 市場交 差点(上下線 各三五 メートル) ②石和 橋西交 差点(上下線 各三〇 メートル) ②上阿 原交差 点東側 から上 り線五 〇メー トルの 区間 ②三 甲府 昭和高 校入口 交差点 西側か ら下り 線三〇 メートル の区 間 ②四 国母 交差点 西側か ら下り 線四〇

に

| | | | | | | | | |
|-----|------------|--|----------------------------|-----------------------------------|---|----|----------|-------------------|
| 三三三 | 県道甲府南アルプス線 | 甲府市飯田一丁目一番七号先(富士見ポイント)から南アルプス市在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東交差点)までの上下線九、五七五メートルの区間 | 上下線各二(ただし、付加車線のある交差点は三又は四) | 同区間のうち、道路標識又は道路標識又は道路標識による。別通行方向に | 徳行立体南交差点(同交差点から北方へ三〇メートルの区間) 昭和高校入口交差点(昭和高校入口交差点) 昭和高校入口交差点(昭和高校入口交差点) 昭和高校入口交差点(昭和高校入口交差点) | 車両 | 甲府南甲府小笠原 | 平成二十五年七月二四日告示第五一号 |
|-----|------------|--|----------------------------|-----------------------------------|---|----|----------|-------------------|

| | | | | | |
|---------|---------------|-----|-------|---|--------|
| メイトルの区間 | 東側から上り線六〇メートル | 交差点 | ②五 国母 | 間 | メイトルの区 |
|---------|---------------|-----|-------|---|--------|

園東交 差点(同交差 点から 上下線 各三〇 メートル の区 間) 南小南 交差点 (同交 差点か ら北方 へ三〇 メートル の区 間) 東冷 間交差 点(同 交差点 から上 下線各 三〇メ ートル の区 間) 幡三区 公民館 前交差 点(同 交差点 から上 下線各

を

| | | | | | | | | |
|-----|---------------|---|----------------------------------|---|--|----|---------------|-------------------|
| 三三三 | 県道甲 府南ア ルプス 線 | 甲府市飯田一 丁目一番七号 先(富士見バ イパス南交差 点)から南ア ルプス市在家 塚五八七番地 の五先(白根 消防分遣所東 交差点)まで の上下線九、 五七五メー ト ルの区間 | 上下 線各 二(付加 車線 のあ る交 差点 は三 又は 四) | 上記区 間のう ち、道 路標識 又は道 路標示 以示し た区間 である 道路標 識又は 道路標 示に 昭示さ れた 進行方 向別通 行区分 による | 徳行 立休南 交差点 (同交 差点か ら北方 へ三〇 メートル の区 間) 幡南交 差点(同交差 点から 上下線 各三〇 メートル の区 間) | 車南 | 甲府 南甲 府南ア ルプス | 平成二二年九 月二日 告示第九〇号 |
|-----|---------------|---|----------------------------------|---|--|----|---------------|-------------------|

| | | | | |
|-----|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 園東交 | 差点(同交差 点から 上下線 各三〇 メートル の区 間) | 南小南 交差点 (同交 差点か ら北方 へ三〇 メートル の区 間) | 東冷 間交差 点(同 交差点 から上 下線各 三〇メ ートル の区 間) | 幡三区 公民館 前交差 点(同 交差点 から上 下線各 |
|-----|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|

| | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------------------------|---|---|---------------------|---------|-----|----------------------|
| 三五 | 県道甲府市川三郷線 | 甲府市国母七丁目二番一号先(国母交差点)から北東へ一〇〇メートル | 四 | 上記区間のうち、道路標識又は道路標識で示した区間で道路標識又は道路標識に示された進行方向別区分による。 | 上記交差点から北東へ五〇メートルの区間 | 南西に進ずる車 | 南甲府 | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|----|-----------|----------------------------------|---|---|---------------------|---------|-----|----------------------|

に改める。
別表第二十四中

| | | | | | |
|----|----|----------------------------|--------------|----|---------------------|
| 二七 | 市道 | 甲斐市下今井二一八番地一先(葦崎警察署甲斐分庁舎前) | 当該道路上に標示した位置 | 葦崎 | 平成一九年七月二日 告示第六〇号 |
|----|----|----------------------------|--------------|----|---------------------|

を

| | | | | | |
|----|----|--------------------------------|--------------|-------|----------------------|
| 二七 | 市道 | 甲斐市下今井二一八番地一先(葦崎警察署甲斐分庁舎前) | 当該道路上に標示した位置 | 葦崎 | 平成一九年七月二日 告示第六〇号 |
| 二八 | 市道 | 南アルプス市沢登一、〇一四番地先(南アルプス市消防本部西側) | 当該道路上に標示した位置 | 南アルプス | 平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |

に改める。
別表第三十中

| | | | | | | |
|----|----|------------------------------|----------------|------|--------------|-----|
| 一四 | 市道 | 甲府市北口二丁目一番先(甲府駅北口広場)(一〇メートル) | 道路標示による区画された部分 | タクシー | 甲府六一・九・一八三四号 | た位置 |
|----|----|------------------------------|----------------|------|--------------|-----|

を

| | | | | | |
|----|----|--|--|--|------------------------|
| 一四 | 削除 | | | | 甲府平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|----|----|--|--|--|------------------------|

に改める。
別表第三十の二中

| | | | | | |
|---|----|--|----|------|-------------|
| 三 | 市道 | 甲府市北口二丁目一番先(甲府駅北口広場)(道路標示によつて区画された三〇メートルの部分) | 終日 | タクシー | 甲府六一・七・九二七号 |
|---|----|--|----|------|-------------|

を

| | | | | | |
|---|----|--|--|--|------------------------|
| 三 | 削除 | | | | 甲府平成二十二年九月二日 告示第九〇号 |
|---|----|--|--|--|------------------------|

に改める。
別表第三十三中

| | | | | |
|----|--------|----------------------------|---|-------------|
| 二九 | 県道八幡積翠 | 甲府市北口二丁目六番一〇号先(山梨文化会館前交差点) | 四 | 五五・一一・二二五九号 |
|----|--------|----------------------------|---|-------------|

を受けている者でないこと。

- 7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 8 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 9 この公告の前一月間に、山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点者査項目の法令遵守における一から四までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。
- 10 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

ア 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は百点とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×100、1000、10000

＝（標準点＋加算点）／入札価格×100、1000、10000

イ 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下評価点という。）の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、十点とする。

2 落札者の決定方法

次の①、②及び③の要件のすべてを満たす者のうち、三の①によって得られた数値（以下評価値という。）の最も高い者（以下最高評価値者という。）を落札者とする。

ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不相当であると認められるときは、予定価格の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、基準評価値（標準点／予定価格×100、1000、10000）を下回らないこと。

③ 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下調査基準価格という。）を下回った者は、次の要件を満たしていること。

③ 一 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。

③ 二 入札価格が、調査基準価格の八十五％を下回らないこと。

3 入札を辞退した者の取扱い

ア 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。

イ 入札を辞退した者の評価は行わない。

4 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下調査という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。

保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日（県の休日を含まない。）以内の提出する者とし、期限までに提出しない者は失格とする。

5 施工計画の履行の確保

落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。

6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。

ア 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。

イ 現場代理人と主任技術者（管理技術者）の兼務は認めないこと。

ウ 次のとおり、技術者の配置を行うこと。

（ア） 請負金額二千五百万円以上（建築一式工事の場合は五千万円以上）の工事で、次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす同等の技術者を新たに一名専任で配置すること。

a 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評定を通知された者（共同企業体で実施した工事成績も対象とする。）

b 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名停止措置要領に基づく指名停止、文章注意を受けた者

- (イ) 請負金額二千五百万円未満（建築一式工事の場合は五千万円未満）の工事については、専任の技術者一名を配置すること。
- 四 設計図書等の配布

- 1 配布期間 平成二十二年九月二日から同年九月十七日まで
- 2 配布方法 左記によりダウンロードすること。
山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所 HP（以下「同ページ」という。）
URL) <http://fujisan.web.infoseek.co.jp>

五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

- 1 受付期間 平成二十二年九月十三日から同年九月十七日までの山梨県の休日（定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 申請方法 電子メールによる。

メールアドレス fuji-subbarline@colligate.on.arena.ne.jp

ただし、電子メールを送信したことを電話により六の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

六 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

個別事項に記載のとおり

2 設計書の内容に関する事項

電子メールにより、平成二十二年九月二十一日までに質問すること。ただし、電子メールを送付したことを電話により六の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

- 3 2の手続により詳細な説明を求められた時は、各質問書提出の翌日から起算して2日後から入札の前日まで、その回答を同ページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等

- 1 全ての参加申請業者は、平成二十二年九月二十二日までに参加資格有と通知されるが、入札参加資格の確認は、開札後入札参加業者についてのみ行うものとする。
- 2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して通知する。

八 苦情申立て

- 1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

平成二十二年十月十八日までに、電子メールにより質問すること。

イ 回答方法

平成二十二年十月二十五日までに、ホームページにより回答する。

2 技術提案評価の結果に疑義がある場合

ア 申し立て方法

平成二十二年十月十三日までに、電子メールにより質問すること。

イ 回答方法

平成二十二年十月二十日までに、ホームページにより回答する。

3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

平成二十二年十月十三日までに、電子メールにより質問すること。

イ 回答方法

平成二十二年十月二十日までに、ホームページにより回答する。

4 1～3の回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目（県の休日を含まない。）の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

山梨県道路公社 道路管理課

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三八三五

5 4の再苦情の申し立てがあつた場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。

6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日（県の休日を含まない。）以内にその結果を申し立て者に回答する。

九 入札手続等

1 入札期間及び開札予定日時

平成二十二年九月二十七日 午前十時から

2 落札者決定日

平成二十二年十月五日

3 入札方法

ア 入札書は、持参すること。

イ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の百

五に相当する金額を入札書に記載すること。
4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 入札執行回数は1回とする。

6 入札に際し、工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量及び単価の明示のない項目については、明細書又は単価表を添付すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。

7 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
十 支払条件

1 前金払 適用（契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に関わる契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とする。）

2 中間前金 適用（ただし、部分払との選択とし、契約金額の二割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とする。）

3 部分払 適用（山梨県道路公社会計規程第三十一条による。）

十一 その他

1 落札者が契約締結までの間に二に掲げる条件のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

2 最低制限価格 有り

3 入札保証金 免除

4 契約保証金（契約金額の百分の十）納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

5 契約書作成の要否 要（山梨県建設工事請負契約書を用いる。）

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し

7 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。

8 現場説明会は行わない。

9 入札参加資格の申請を行った者は、二から4まで及び二5から10までの条件を満たす者であることを誓約したものとみなす。

10 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした業者又は入札参加資格申請時に二から4まで及び二5から10までの条件を満たさないにもかかわらず申請を行った業者については、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

11 談合の禁止及び談合に対する契約解除

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

12 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

13 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番